

京都市告示第 111 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成18年6月29日付けで認可した西出町町内会、平成8年2月19日付けで認可した釜座町町内会、及び平成9年1月8日付けで認可した中部越後屋敷町自治会について変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年5月15日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

団体の名称	変更前	変更後
西出町町内会	市川 暢子	大柳 都
釜座町町内会	岸本 貞一	村田 豊彦
中部越後屋敷町自治会	服部 恵美	服部 善之

2 代表者の住所

団体の名称	変更前	変更後
西出町町内会	京都市伏見区久我西出町11番地の208	京都市伏見区久我西出町11番地の336
釜座町町内会	京都市中京区三条通新町西入釜座町30番地	京都市中京区三条通新町西入釜座町23番地
中部越後屋敷町自治会	京都市伏見区深草新門丈町13番地の2	京都市伏見区深草新門丈町13番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)